

(2) 建築物等

イ 商業地区A、B

整備方針

商業地区A、Bは、天沼地区地区計画区域の中心的な施設が立地するため、ゆとりある空間を設け、緑道や魅力的なオープンスペースと一体となった心地よい空間と、新たな地域のオアシスとなるような空間を創出します。

地域の個性をいかしたにぎわいとうるおいある商業地景観を創出し多くの人が集い、活気にあふれる空間を目指します。



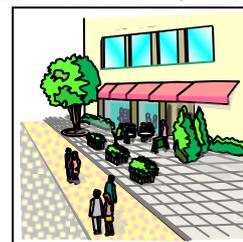
商業地区A、Bの位置

○整備ガイドライン

【特記事項】(景観形成基準=●、地区整備計画=◎、屋外広告物条例=△、行為指針=・)

土地・敷地

- 既存の地形や敷地の樹木などの保全・活用に配慮すること。
- 敷地内の緑化につとめること。
 - ・樹木は季節感のある樹木を取り入れるよう配慮すること。
 - ・樹木は成長を十分に考慮して配置すること。
 - ・建築物の周囲は樹木の植栽につとめ、圧迫感の軽減に配慮すること。
 - ・周辺環境に配慮するため、敷地境界部に遮音壁等を設置する場合は、周辺の緑化につとめ、圧迫感の軽減につとめること。
 - ・駐輪場は、目立たないよう緑で隠すなど周辺環境との調和に配慮すること。
- 道路などに面した敷地の境界部の緑化を図り、緑豊かなうるおいある「みちすじ」景観の形成に努めること。樹種は、周囲の街路樹などとの連続性に配慮すること。
 - ・緑道1号の緑との調和に配慮し、憩いの場となるよう緑豊かな空間の形成につとめること。
- 敷地の角地は、シンボルツリーの設置やオープンスペースの確保など、ゆとりある「まちかど」景観の形成につとめること。
- まちかどの広場の創出につとめ、シンボルツリーなどの植栽による緑化につとめること。
 - ・歩行空間の路面仕上げは、隣接する空間の路面仕上げと合わせるなど、一体的となるような空間整備に配慮すること。
 - ・セットバックにより設けた空間には、うるおいと安らぎを与える周辺の街路樹と調和した植栽や、ベンチ、フラワーポットなどを配置することにより、にぎわいや楽しさを創出につとめること。
 - ・誰もが快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。



建築物、工作物等

- 地域の個性をいかしたにぎわいと統一感のあるデザインにつとめること。
 - ・照明灯などの工作物を設置する場合は、商業地区A、B内で同一のものの選定につとめること。
- 周辺のまちなみとの調和や山並みへの眺望に配慮した配置や規模、デザインに努めること。
 - ・建築設備等は、建築物内部に取り組みよう考慮し、できるだけ露出しないように配慮すること。やむを得ず設置する場合は目立たないように配慮すること。
 - ・商業地区AとBを繋ぐ道路内建築物を設置する場合は、視覚的圧迫感の軽減に配慮し、周辺環境との調和につとめること。
- 工作物が露出する場合は、周囲を遮へい効果のある植栽などで囲むよう配慮すること。
 - ・駐車場や駐輪場の境界部周辺は緑化につとめること。

色彩

- 外壁や屋根などの色彩は、原則として、原色や突出色を使用しないこと。
- 建築物の外観及び工作物の表面の色彩は、「マンセル表色系」による分類で、下表のとおりとすること。

YR から 5Y までの色相 (5Y を含む)	彩度 6 以下
R、5Y から 10Y (5Y を含まない)、GY、BG、B、PB、P、RP の色相	彩度 2 以下

注 1) 見付面積の 5 分の 1 以下のアクセント色はこの限りではない。

注 2) 木材、土壁、漆喰、ガラスなど表面に着色を施していない素材色についてはこの限りではない。

注 3) 特別な事情によるものについては、別途協議することができる。

- ・外観の色彩は、周辺のまちなみとのバランスを考慮して全体的にベージュやアイボリーなどの低彩度で落ち着いた色彩をベースカラーとして用い、部分的に賑わいを形成する色をアクセントに用いるなど、洗練した色づかいの工夫につとめること。



基調色を低彩度の色彩とすることで、低層部に採用したアクセント色が華やかさや賑わいを演出しています。

- ・敷地内に 2 以上の建築物が存在する場合は、外観の色彩などを調整し、建築物同士の調和につとめること。
 - ・フェンス等を設置する場合は、周辺環境と調和する色彩の選定につとめること。
- 広告物や看板の色彩は、原色や突出色を避け、彩度の低い落ち着いたものとするようつとめること
- ◎屋外に設置する自動販売機の外装の色彩は、マンセル表色系における彩度が 1.5 以下とする。

- ・商標、ロゴマーク等は必要最小限の表示に抑えるようつとめること。
- ・風除室などの屋内に設置する自動販売機で、屋外から視認できるものは、外装の色彩をマンセル表色系における彩度が1.5以下となるようにつとめること。

【景観に配慮した自動販売機の例】

(マンセル表色系5 Y 7.5 / 1.5)



清涼飲料自販機協会 自販機景観ガイドラインより引用

広告物、看板

- 極力規模を抑えるよう心がけること。
- 周辺のまちなみとの調和に配慮した配置やデザインに努めること。

・周囲のまちなみとの調和に配慮するため、屋外広告物に使用する色彩は、原色や突出色を避けた配色の選定につとめること。特にベースカラーは彩度を抑え、素材をいかしたナチュラルカラーやアースカラーなどを用いるよう配慮すること。



図のように基本色を低彩度の色彩とすることで、コーポレートカラーが引き立ち、印象的なデザインとなります。

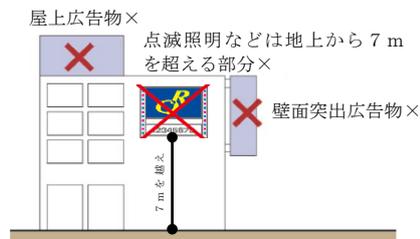
- ・施設の案内サイン、誘導サインは、必要な情報伝達のみでなく、わかりやすさ、適切な配置と内容・美しさ・周辺環境との調和を考慮し、商業地区A、B内でのデザインの統一に配慮すること。
- ・建築物の壁面に設置する場合は、建築物のベースカラーと広告物のベースカラーに共通性をもたせるなど、建築物との調和に配慮すること。

◎天沼地区地区計画区域内の施設以外のための屋外広告物は、設置してはならない。

◎屋上及び屋根面に設置してはならない。

◎壁面から突出して設置してはならない。

◎ネオン照明（露出しているものに限る。）点滅照明、動光及び映像表示装置その他これに類する電光表示装置を使用して地上から7mを超える部分に表示してはならない。



【共通事項】

※平塚市景観ガイドライン 第2章建物等用途別のガイドライン C商業系用途のガイドライン p 30～34を参照。